

様式2

指 名 停 止 一 覧

| 日付 | 商号又は名称 | 期 間 | 理 由 | 備 考 |
|-----------|-----------------|------------------------|---|--|
| R8. 4. 8 | ドリーム名古屋株式会社 | R8. 4. 9 ~ R8. 7. 8 | <p>経済産業局産業部産業科学技術課と令和7年10月17日に締結した委託契約「あいち産業科学技術総合センター玄関自動ドア修繕業務」において、履行期限が令和8年1月30日であるにもかかわらず、業者の責に帰すべき理由により、当該業務の完了が令和8年3月3日となり、32日間の履行遅延が生じた。</p> <p>このため、当該業者について指名停止を行う。</p> | <p>要領第4条第1項 (別表1-6)</p> |
| R8. 5. 11 | スバル興業株式会社 名古屋支店 | R8. 5. 12 ~ R8. 11. 25 | <p>公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、スバル興業株式会社始め違反事業者4者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>したがって、違反事業者4者のうち、本組合の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店に対し、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。</p> | <p>要領第4条第1項 (別表3-1) 及び第6条第3項</p> |